

規 則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則（昭和五十八年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「牙齒（歯）を削る」を「牙齒（歯）に改め、「㊦」を削る。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。